

## 危険行為の解除申請について

前橋市民文化会館大胡分館内においてスモークマシン（水溶性を除く）、裸火使用、危険物品使用等、法令で禁止されている行為を行う場合、当館の承認後に前橋市消防局東消防署への申請が必要です。

下記の手順で申請手続きをお願いします。解除承認が済んでいない危険行為や危険物品は理由に関わらず法令違反ですので、一切の行為持込みはお断りします。

申請の流れ

- 喫煙等禁止行為解除承認申請を消防署に提出する前に、ホール担当者と打ち合わせを行ってください。

- 打ち合わせを行ったのち、前橋市消防局東消防署に主催者が「喫煙等禁止行為解除承認申請書」に付属資料を添付したものを2部を持参し、承認を受けてください。

- 付属資料とは ①危険行為に使用する物、機材の仕様書、使用する液の種類、物の写真等 ②危険行為を行う場所・消火器などの設置場所、人員配置場所の詳細図面 ③公演当日のタイムスケジュール、危険行為が行われる時間を明記した進行表

申請の流れ

- なお、遠方などの方は、住所・氏名・送付先を記載した封筒に切手を貼って持参していただければ、消防署より「解除承認通知書」と「申請書の副本」を申請者へ送付してもらえます。

- また、申請時に当日の内容や危険物の種類・量・効果・安全対策等の確認があります。

- 消防署の承認とともに「解除承認通知書」と「申請書副本」が返却されますので、危険物等が持込みされる公演当日に、会館に「解除承認通知書」と返却された「申請書副本」を提出してください。

**【注意】 消防署の承認に数日かかる場合がありますので早めの申請をお願いします。**